



2023年7月27日

各位

会社名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎
(東証スタンダード市場・コード2437)
問合せ先 取締役 岡崎 奈美子
電話番号 03-5537-8024
(<http://www.shinwa-wise.com>)

資本金の額の減少(減資)及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、2023年7月27日開催の取締役会において、2023年8月28日に開催予定の第34回定時株主総会に、下記のとおり、資本金の額の減少について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、企業価値の持続可能な成長を実現するための経営戦略の一環として、事業規模に応じた適切な税制の適用により、税負担の軽減を図り、繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うことといたしました。

2. 資本金減少の要領

(1)減少すべき資本金の額

資本金の額 1,674,567,246 円を 1,624,567,246 円減少して、50,000,000 円といたします。

(2)資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済み株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額 1,624,567,246 円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

3. 剰余金処分の内容

(1)会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金 1,624,567,246 円のうち 147,397,148 円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当いたします。

(2)減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 147,397,148 円

(3)増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 147,397,148 円

4. 減資の日程

(1) 取締役会決議日	2023年7月27日
(2) 定時株主総会決議日	2023年8月28日(予定)
(3) 債権者異議申述最終期日	2023年9月29日(予定)
(4) 減資の効力発生日	2023年10月1日(予定)

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、業績に与える影響はありません。なお、本件は、2023年8月28日開催予定の株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上